

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 20.6.3 第 169 回国会第 22 号

6月3日、第22回の委員会が開かれました。

- 1 領海等における外国船舶の航行に関する法律案（内閣提出第 47 号）（参議院送付）
- ・冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
- （賛成 - 自民、民主、公明、共産、国民）

（質疑者及び主な質疑内容）

穀 田 恵 二君（共産）

- ・不審な外国船舶を規制する法律がこれまで整備されてこなかったのはなぜか、どのような問題が生じて整備が必要となったのか。
- ・保険会社が調査している明石海峡多重衝突事故について沈没船にどれだけの油が残っていると把握しているのか、安全宣言についてどのように考えているのか。
- ・競艇の小規模場外発売場（オラレ）設置を市議会が反対した石巻市では、日本船舶振興会に交付申請した 6 団体の助成金がすべて不採択となった。これに関し、同振興会はオラレに対する地域の姿勢について「何らかの考慮をせざるを得ない」と発言したと報道されているが、この振興会の対応についてどのように考えるか。

高 木 陽 介君（公明）

- ・本法律案の整備によりどのようなことが可能になるのか。また、海洋基本法と本法律案との関係はどのようなものか。
- ・領海等において不審な航行をしている外国船舶に対し、諸外国ではどのような法制度をとり、どのような対応をとっているのか。
- ・立入検査が拒否された場合はどのような対応をとるのか。立入検査の実施に関し、海上保安官の安全の確保はどのように図られるのか。

鷲 尾 英一郎君（民主）

- ・立入検査のために外国船舶を停船させる手順はどのようになっているか。また、立入検査を実施する際の運用規則はどのようになっているのか。
- ・外国船舶に対し海上保安庁への事前通報が義務付けられるが、その周知徹底はどのような方法で行われるのか。また、通報義務の実効性をどのように担保するのか。
- ・本法律案の成立に伴い立入検査の機会は増えるのか。ま

た、立入検査の実施に当たって、海上保安官の安全確保のためにどのような対策がとられ、どのように訓練の強化を図っているのか。

森 本 哲 生君（民主）

- ・2000 年から海上保安庁の英語表記が「Japan Coast Guard」に改められたが、これは海上保安庁の役割が領海の警備に力点を変えつつあるという認識で良いのか。
- ・平成 19 年にやむを得ない理由がなく停留等を行った 13 隻の外国船舶が停留した理由は何か。また、海上保安庁はどのような対応をとり、13 隻のうち何隻に対して立入検査を実施したのか。
- ・巡視艇の複数クルー制に関して、現在の即応体制確保率はどのくらいか。また、空き巡視艇をゼロにするために必要な人員は何人か。

川 内 博 史君（民主）

- ・我が国の領海等において平成 17 年から 19 年までの間にやむを得ない理由がなく停留等を行った外国船舶の国籍別の隻数は何隻か。
- ・不審船対策、救命救急対応等に当たっては、必要な人員、装備、さらに海上保安官の高い士気が必要であると考え、海上保安庁の組織、体制の整備等に取り組む大臣の決意を伺いたい。

後 藤 齋君（民主）

- ・平成 21 年 10 月から住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務付けられることに伴い、検査員の不足が懸念されるが、これについて今後どのように取り組んでいくつもりか。
- ・燃料油価格の高騰による海上保安庁の巡視船艇等の経費増額に対する財源を確保し、不審船対策等のために必要な人員・予算の確保と関係機関との連携を図ることが必要であるが、これらに対する大臣の決意を伺いたい。

2 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第 71 号）

- ・冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。